

インドネシア国営アブラヤシ農園におけるプラスマ農園の再植 ——西カリマンタン州サンガウ県の事例から——

林 田 秀 樹*

The Replanting Problems of Plasma Estates in the Indonesian State-Owned Oil Palm Estate: A Case in Sanggau Regency, West Kalimantan Province

HAYASHIDA Hideki*

Abstract

Around 1980 the Indonesian government launched a program of oil palm plantation development led by state-owned plantation enterprises with some project finance. The program was named Nucleus Estates and Smallholders (NES) Projects and was funded by the World Bank and Asian Development Bank. In the early 1980s some state-owned enterprises constructed several oil palm estates in West Kalimantan Province under the NES scheme, almost all of which were located in Sanggau Regency. These estates are currently facing replanting problems, since the oil palm trees there are 25 to 30 years old and inevitably less productive. In the estates owned by smallholders, “plasma farmers” who have their estates near the nucleus estates owned by plantation companies, the replanting problems are more serious than company-owned plantations because of smallholders’ difficulty with financing.

In this paper, the author aims to introduce the results of field research regarding the replanting problems on plasma estates owned by smallholders by focusing on one state-owned oil palm estate in Sanggau Regency. For some years after 2007, the Revitalization Program of Estates was implemented in those estates. The program aimed to subsidize a part of the interest imposed on plasma farmers on loans for the revitalization of their old or damaged estates. The implementation of the program, however, was not smooth. The program was not a success because of the inefficiency of the so-called United Management System as a way to manage plasma smallholders’ estates after replanting, and because the loan program for replanting did not take account of the estate owners’ financial capacity. Alternatives to the Revitalization Program would be possible if those factors were improved.

Keywords: smallholders’ oil palm estate, replanting, United Management System, Indonesia, West Kalimantan

キーワード：小農アブラヤシ農園，再植，統一管理方式，インドネシア，西カリマンタン

* 同志社大学人文科学研究所；The Institute for the Study of Humanities & Social Sciences, Doshisha University, Karasuma-higashi-iru, Imadegawa-dori, Kamigyo-ku, Kyoto-shi 602-8580, Japan
e-mail: hhayashi@mail.doshisha.ac.jp
DOI: 10.20495/tak.55.2_292

I はじめに

1. 本稿の目的と問題の背景

本稿の目的は、インドネシア・西カリマンタン州で1980年代初頭にいわゆるPIR方式によって開発された国営アブラヤシ農園内の小農所有農園（プラスマ農園）において、アブラヤシの木の更新（再植）が近年どのように実施されてきたか、直近においてみられる展開はどのようなものかについて紹介し、これに関連した当地の小農たちの行動が地域の土地利用や経済に与えてきた影響、並びにあるべきプラスマ農園の再植支援のあり方について検討することである。

インドネシアにおいては、1970年代末以降、中核となる農園企業（中核企業）の所有農園と小農所有農園とを併設するかたちでアブラヤシ農園を開発するというプロジェクトを政府が立案し、それに対して世界銀行・アジア開発銀行が行った融資を原資としてアブラヤシ農園開発が開始されていった。「中核企業-小農方式（Perusahaan Inti Rakyat=PIR方式）」¹⁾によるアブラヤシ農園開発である。1980年代は、これが国内の移住政策とも結びついて盛んに行われていくことになるのであるが、そこで主導的役割を果たしたのが国営農園企業であった。以後90年代からは、民営農園企業やPIR方式の枠外にあった独立小農が主たる動因となってアブラヤシ農園開発が推進されていくことになる。とりわけ、通貨危機が発生した90年代末以降、ルピアの大幅減価に起因する国外からのパーム油需要増と、それによってもたらされる国内のアブラヤシ・パーム油生産者の収益増が、将来のパーム油市況への楽観を誘引して、既存主体による農園拡張と新たな主体の新規参入を促進することとなった。その結果、インドネシアにおけるアブラヤシ農園面積は、2014年時点で約1,075万haに達するまでに拡大してきたのであるが、これは1999年の390万haの約2.8倍、2004年の528万haの2倍超という規模であり、世紀転換期以降の15年間における当該面積の拡大がいかに急速なものであったかが窺える。²⁾

ところで、アブラヤシの果実（生果房）の生産性は、一般に植栽後約25年を境に低下していくとされるが、これを過ぎて再植を実施しなければ農園全体の生産性の減退を招くこととなる。適切な時期の再植実施については、当該農園所有主体の資金調達能力が重要な要因となる。所有農園面積の小さい小農の場合、単位期間当りの収益額、したがって自己資金の留保額が制約されるうえに金融機関からの信用も一般的に高くなく、経営規模の大きい農園企業に比して資金調達能力が劣位にあるため再植についてより多くの困難を抱えることになる。

1) PIR方式の内容と変遷については、本特集号の河合論文を参照。

2) 1996年まで世界最大規模であったマレーシアのアブラヤシ農園面積は、2014年現在で約539万haであるから、インドネシアの同農園面積は当該時点でこれを倍以上上回っていることになり、他国との比較においても、この間の急拡大ぶりがいかに突出していたかがわかる。データ出所は、インドネシアがBPS [various issues]、マレーシアがMPOB ホームページ。以下同様。

一方、上述の通り、90年代以降の農園開発の結果、小農所有のアブラヤシ農園は現時点でインドネシアのアブラヤシ農園面積全体の約4割を占めており、それらは今後次々に再植の時期を迎えることになる。それら小農所有農園において再植が円滑に実施されるかどうかは、今後の同国におけるアブラヤシ農園の生産性の帰趨を考えるうえで重大な問題である。再植が何らかの要因で大きく停滞すれば小農アブラヤシ農園の生産性が低迷し、パーム油搾油工場へのアブラヤシ生果房の搬入量が減退して搾油工場の稼働率が低迷する要因となりうる。そして、その稼働率低迷は、そもそもアブラヤシの売買に関して当該工場と契約関係にある小農農園以外の農園からアブラヤシを購入しようとする誘因を当該企業に与え、その周辺地域でさらなるアブラヤシ農園の新規開発を誘発する可能性がある。そのような可能性が現実になれば、再植さえ行えば長期的な生産性維持が可能な既存農園でそれが滞ることにより、近隣の森林や焼畑農地等をアブラヤシ農園に転換させるという行過ぎた農園開発を誘発することにもなりかねない。小農農園における再植の問題は、森林・環境保全と関係する問題でもある。

本稿では、インドネシア・西カリマンタン州サンガウ県パリンドゥ（Parindu）郡に所在する第13国有農園会社パリンドゥ農園、及びそれに併設されているパリンドゥ・パーム油搾油工場における調査に基づき、当地のプラスマ小農が所有する農園（プラスマ農園）で、インドネシア政府が「農園再活性化計画（Program Revitalisasi Perkebunan）」³⁾を施行した2006年以降、再植がどのようにして進められ現在どのような状況にあるかについて紹介し、その含意を検討する。本稿の主要な検討対象は、1982年以降数年間に開発されたアブラヤシ農園の再植である。当時は、前述の通り国営農園企業がPIR方式に基づいてアブラヤシ農園開発を主導した時期であり、検討対象の小農農園も同方式により上記の国有農園会社の前身⁴⁾が所有経営する農園に併設して造成されたものである。彼らプラスマ小農が自らの所有農園の再植に際してどのような行動をとるかは、当該農園の所在地である西カリマンタン州、あるいはインドネシア全体において今後の小農農園の再植問題一般について考える際の参考材料となる。本稿は、そうした材料を提供することを目指すものである。

以下、第II章では、本稿で検討対象とするパリンドゥ農園を取囲む地獄的背景について紹介する。同農園の所在地である西カリマンタン州、及び同州中央部のサンガウ県の概況について解説した後、それらの州・県において、特に2000年以降どのようなかたちでアブラヤシ農園が拡大してきているかについて概観する。第III章ではパリンドゥ農園と同農園を経営する第13国有農園会社（PTPN XIII）の概要について紹介し、第IV章ではパリンドゥ農園の概要につ

3) 劣化・老化した既存農園の再植や新規の農園造成を行おうとする農園事業者を政府が支援することを通じて、インドネシア全国の「農園再活性化」を目指した政策であった。Kementerian Pertanian [2006]、並びに Ditjen Perkebunan, Kementerian Pertanian [2015] を参照。

4) 後述するように、現在の第13国有農園会社の前身の1つ、第7農園会社（PT Perkebunan VII）である。注8を参照。

いて説明したうえで、そのなかのプラスマ農園におけるアブラヤシの再植に焦点を当てる。ここでは、その再植に際して活用された農園再活性化計画の問題点と同計画の枠外での再植の展開について検討する。第Ⅴ章では、前章までの展開をまとめるかたちで今後の再植の実施にどのようなことが必要となるかについて検討し、現在パリントゥ農園周辺地域で生じているアブラヤシ農園の拡大現象が現地の土地利用と経済にどのような影響を与えてきているかについて言及してむすびとする。

2. 先行研究と本研究の方法

小農によるアブラヤシ農園の再植と政府による「農園再活性化計画」との関連については、わずかではあるが先行研究が存在する。Andriati dan Wigena [2011]、並びにHidayati *et al.* [2013]である。いずれも、階層分析法 (Analytic Hierarchy Process) もしくはファジー階層分析法 (Fuzzy Analytic Hierarchy Process) と呼ばれる意思決定手法を用い、農園再活性化計画を推進するための最適な手法を考案することを目的とした論考である。前者は2007年1月から同年12月にかけて、リアウ州カンパル県で14名の調査対象者から収集されたデータを用い、同計画に関与する諸団体のうち、当事者である小農のグループ (kelompok tani)、地方政府、並びにNGOの役割を強化することが、プラスマ・アブラヤシ農園の再植向け信用スキームを構築していくうえで重要であるという結論を導いている [Andriati dan Wigena 2011: 187–188]。後者は、北スマトラ州で収集された1次データと土地、融資額等の関連2次データを用いて、銀行業部門からみた事業展望や問題の法的な側面を重視した基準による手法 (モデル) の構築が有効であるとの結論が示されている。

上記の研究はいずれも、計画の実施をどのようにすれば有効なものとするかという視点からの規範的な研究であって、実施中もしくは実施済みの計画について、その実態を追い、実施の過程で生じた問題に関する検証を行ったという実証的な性格をもつ研究ではない。これに対し本稿は、2009年以降2015年まで、第13国有農園会社本社、並びに同社が所有・経営するパリントゥ農園の関係者らを対象に継続的に実施してきた聞き取り調査、資料収集活動によって得られたデータと諸情報に基づいて、現地で進行中のアブラヤシ農園の再植の概況を解説し、それが抱える問題点について実証的に検討しようとする点で異なった目的と方法をもつ。また、調査対象地も上記の2つの研究とは異なり、農園作物農業の古くからの中心地であり現在も最大のアブラヤシ農園を擁するスマトラ島の州ではなく、アブラヤシ・パーム油産業のフロンティアとしてのカリマンタン島に所在する農園会社とその所有農園、並びに当該地域そのものを取扱っている点を特徴としている。

II 地域的背景——西カリマンタン州・サンガウ県におけるアブラヤシ農園

1. 西カリマンタン州・サンガウ県の概況

まず、本稿の調査対象の所在地である西カリマンタン州、並びにサンガウ県の基礎データについて整理する。

西カリマンタン州は、現在 34 あるインドネシアの州のうち、パプア州 (319,036.0km²)、中カリマンタン州 (153,564.5km²) に次いで全国第 3 位の約 14.6 万 km² の面積をもつ州である (表 1、及び全国との比較については BPS [2015] を参照。以下同様)。一方、470 万人余の人口は、同じく全州のうち 15 位と中位にある。これらより、人口密度は 32 人/km² で 30 位と 1 人当たりの土地の賦存が豊かな州であることがわかる。西カリマンタン州の州都ポンティアナックから二百数十 km 東方に位置するサンガウ県の面積は、同州にある 14 の県・市のなかで第 4 位の約 1.3 万 km²、人口は同第 5 位の約 43.9 万人で、人口密度は州のそれとほぼ同水準にあり、全国レベルでも土地賦存に恵まれた地域である。

経済規模に関してはどうか。西カリマンタン州の 2014 年の名目地域内総生産 (GRDP) は約 132 兆ルピア (全国第 16 位) であり、国全体の約 1 京 700 兆ルピアの GDP に対し 1.23% の構成比をもつ。1 人当り GRDP は約 2,798 万ルピアで、全国平均の 4,243 万ルピアを大きく下回り全州のうち 23 位に甘んじている。その同州にあって、サンガウ県の GRDP は約 12.9 兆ルピアで 14 自治体中第 5 位、2,941 万ルピアの 1 人当り GRDP も同じく第 5 位である。

次に、この GRDP の産業部門別構成に関して、本稿の課題と密接に関連する農業部門、並びにそのなかの農園作物小部門の構成比をみておこう。インドネシア全国でみると、2014 年の名目 GDP 総額に占める農業部門の構成比は 13.4%、農園作物小部門のそれは 3.8% である。これに対し、西カリマンタン州の GRDP に占める農業部門の構成比は 21.6%、農園作物小部門のそれは 10.7% といずれも全国平均を大きく上回っている。この傾向は、サンガウ県レベルではな

表 1 西カリマンタン州とサンガウ県の基礎データ (2014 年)

	西カリマンタン州	サンガウ県
面積 (km ²)	146,807.00	12,857.70
人口 (人)	4,716,093	438,994
人口密度 (人/km ²)	32.1	34.1
名目地域内総生産 (100 万ルピア)	131,933,449.00	12,911,810.90
1 人当り名目地域内総生産 (千ルピア)	27,975.20	29,412.20
農業部門の地域内総生産構成比 (%)	21.6	32.4
農園作物小部門の地域内総生産構成比 (%)	10.7	25.5

出所：BPS Provinsi Kalimantan Barat [2015; various issues], Dinas Perkebunan Provinsi Kalimantan Barat [2015; various issues], BPS Kabupaten Sanggau [2015a; 2015b].

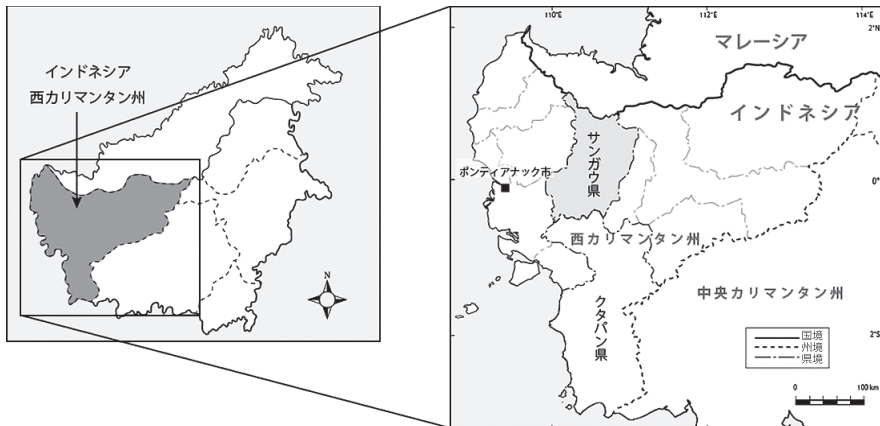


図1 西カリマンタン州とサンガウ県、クタパン県

出所：佐久間香子氏（立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員）作成。

お一層顕著なものとなる。GRDPのうちの農業部門の構成比が3分の1近くを占め、なおかつ農園作物小部門のそれが4分の1以上を占めているのである。これらは、アブラヤシ生産を含む農園作物生産の州レベルでの付加価値生産全体に対する県の寄与の大きさを示している。

2. 西カリマンタン州・サンガウ県のアブラヤシ農園

本節では、西カリマンタン州、並びにサンガウ県におけるアブラヤシ農園面積の1995年以降の推移について、小農所有の農園面積に焦点を当て、その特徴を明らかにする。なおその際、比較のために現在同州内で最も広いアブラヤシ農園を擁するクタパン県のデータについても言及する。本節で提示するデータは、次章以降で検討する第13国有農園会社パリンドウ農園におけるプラスマ小農、並びに同農園に関連する独立小農のアブラヤシ農園開発に関する動向を反映するものである。

〔1〕アブラヤシ農園面積の拡大傾向

西カリマンタン州のアブラヤシ農園の面積は、2014年時点で約131万haである。1995年はアブラヤシ農園がインドネシア全国で急激に増大し始める直前の時期に当り、当時その面積は現在のおよそ7分の1弱の規模でしかなかった。全国のアブラヤシ農園面積に占める構成比については、95年当初は9%ほどであったが、その後のリアウ州を始めとするスマトラ諸州における同農園面積の拡大に押されるかたちで、2000年には5%を切る水準にまで低下することになる。しかしそれ以降は上昇を続け、現在では、95年当初を上回る11.6%にまで高まってきている。全国順位も、リアウ州（229.7万ha, 21.0%）、北スマトラ州（139.6万ha, 12.7%）に次いで第3位の規模となっている。また、州の面積に対するアブラヤシ農園面積の比率（以下、

「被覆率」と称する）は8.9%で、全国平均の5.7%を3%ポイント以上上回っている。

サンガウ県のアブラヤシ農園面積は、2014年時点で約23.6万haである。これは、州内のアブラヤシ農園面積の18%を占めていて、クタパン県（35.9万ha、27.3%）に次いで州第2位の規模である。また、県の面積に対する被覆率は約18.4%で、州平均の倍以上、全国平均の3倍以上の水準となっている。このことから、同県におけるアブラヤシ農園の広がりが、州レベル、全国レベルでみて相対的に高水準であることがわかる。

しかし、サンガウ県のアブラヤシ農園面積が州内の同農園面積に占める構成比は、表2-1からわかるように、2000年以降当初の5割近い水準から顕著に低下してきている。この間絶対面積が約2.7倍に増加しているにもかかわらず、このような傾向がみられるのは、いうまでもな

表2-1 アブラヤシ農園面積・構成比・被覆率の推移 (単位: ha, %)

	西カリマンタン州			サンガウ県			クタパン県		
	面積	構成比*	被覆率	面積	構成比*	被覆率	面積	構成比*	被覆率
1995年	183,082	9.1	1.2	89,953	49.1	7.0	54,380	29.7	1.7
2000年	311,247	4.7	2.1	130,999	42.1	10.2	88,960	28.6	2.8
2005年	381,791	6.5	2.6	128,307	33.6	10.0	94,899	24.9	3.0
2010年	750,948	8.7	5.1	153,054	20.4	11.9	201,227	26.8	6.4
2014年	1,312,517	11.6	8.9	236,037	18.0	18.4	358,630	27.3	11.5

表2-2 小農所有のアブラヤシ農園面積・構成比・被覆率の推移 (単位: ha, %)

	西カリマンタン州			サンガウ県			クタパン県		
	面積	構成比**	被覆率	面積	構成比**	被覆率	面積	構成比**	被覆率
1995年	111,311	60.8	0.8	54,154	60.2	4.2	31,387	57.7	1.0
2000年	128,348	41.2	0.9	57,097	43.6	4.4	37,598	42.3	1.2
2005年	189,243	49.6	1.3	62,855	49.0	4.9	49,301	52.0	1.6
2010年	228,440	30.4	1.6	74,186	48.5	5.8	52,589	26.1	1.7
2014年	339,866	25.9	2.3	115,827	49.1	9.0	74,954	20.9	2.4

表2-3 農園企業所有のアブラヤシ農園面積・構成比・被覆率の推移 (単位: ha, %)

	西カリマンタン州			サンガウ県			クタパン県		
	面積	構成比**	被覆率	面積	構成比**	被覆率	面積	構成比**	被覆率
1995年	71,771	39.2	0.5	35,799	39.8	2.8	22,993	42.3	0.7
2000年	182,899	58.8	1.2	73,902	56.4	5.7	51,362	57.7	1.6
2005年	192,548	50.4	1.3	65,452	51.0	5.1	45,598	48.0	1.5
2010年	522,508	69.6	3.6	78,868	51.5	6.1	148,638	73.9	4.8
2014年	972,651	74.1	6.6	120,210	50.9	9.3	283,676	79.1	9.1

出所: Dinas Perkebunan Provinsi Kalimantan Barat [various issues], BPS [various issues].

注: * 州の場合、構成比は全国のアブラヤシ農園面積に占める比率であり、県の場合は州のそれに占める比率である。

** 州、県を問わず、ここでの構成比は同一自治体内のアブラヤシ農園総面積全体に占める小農所有、もしくは企業所有の農園面積の比率である。

く州内の他の自治体においてより急速に農園面積が拡大してきた結果である。そしてその他の自治体の筆頭が、比較の対象として同表にデータを記載したクタパン県である。⁵⁾ 同県のアブラヤシ農園面積は、州内構成比を 1995 年から 2005 年にかけてこそ約 5%ポイント低下させているものの、以後それを堅調に上昇させてきている。同県のアブラヤシ農園面積は、2009 年時点でサンガウ県のそれを上回って州第 1 位となっており、現在では前者が後者の 1.5 倍以上となるほどの開きがある。⁶⁾

[2] 所有主体別のアブラヤシ農園の拡大傾向

次に、所有主体を基準に、西カリマンタン州とサンガウ県のアブラヤシ農園面積、並びにその 2000 年以降の推移が示す特徴についてみることにする。

まず、州レベルの所有主体別構成比については、2014 年時点での小農農園の構成比が約 25.9%となっていて全国レベルの 41.5%を大きく下回っている。一方、サンガウ県の同比率は、約 49.1%と州平均はもちろん全国平均をも 7.6%ポイント上回っている。この比率は、西カリマンタン州内の他の自治体と比べても際立って高い。農園企業所有の大農園がなく、小農所有の農園だけが 6 千 ha 余り存在しているシンカワン市を除けば、サンガウ県所在のアブラヤシ農園の小農による所有比率は、第 2 位のスカダウ県の 35.1%を大きく引離して第 1 位である。約 11.6 万 ha というサンガウ県の小農所有農園の面積も、第 2 位のクタパン県を 4 万 ha 以上引離して州内第 1 位の規模となっている。

それでは、西カリマンタン州、及びサンガウ県の所有主体別のアブラヤシ農園面積に関する上記のような特徴は、当該地域でアブラヤシ農園開発が始まった当初からみられたものであったのだろうか。この点に関して、前掲の諸表から 1995 年以降の変化をみることにしよう。

西カリマンタン州におけるアブラヤシ農園開発は 1980 年代初頭以降主として国営農園企業によって開始されたのであるが、特に 2000 年代半ば以降民営農園企業による開発が急激に進み、それが主動因となって同州のアブラヤシ農園面積が急拡大を遂げてきた。表 2-2 からわかるように、小農による農園所有比率は 1995 年時点で 6 割以上を占めていたが、先にみた通り現在ではその半分以上にまで低下している。小農農園の面積は、この間 3 倍以上の規模になっているにもかかわらず、民営農園企業による開発が急増して民営・国営合わせた大農園の面積が 13 倍以上に増加した結果である。⁷⁾ そして、この企業所有の農園面積の拡大が最も急激に

5) 1995 年から 2014 年まで、州全体のアブラヤシ農園面積は約 113 万 ha 増大しているが、その増大への寄与率は、サンガウ県が 12.9%、クタパン県が 26.9%となっている。後者の寄与の大きさがわかるが、これら 2 県以外からの寄与が約 6 割を占めるということは、この間の同州におけるアブラヤシ農園拡大が州全域に渡って広範に生じてきた現象であることを示している。

6) アブラヤシ農園の県総面積に対する被覆率については、クタパン県の面積が州内 1 位の 3.1 万 ha 強という規模であり、サンガウ県のそれの 3 倍近くあるという要因もはたらい、両県の値の州内での位置は、農園の絶対面積や表 2-1 の構成比とは逆である。

7) この間の 112.9 万 ha にも上る州内アブラヤシ農園総面積の拡大に対し、企業所有の大農園の拡大からの寄与は 79.8%に上る。

進んだ自治体がクタパン県で、1995年から2014年の間に西カリマンタン州において拡大した企業所有大農園約90万haのうち、実に28.9%が同県において進められた農園拡大からの寄与によるものである。

こうした州全体のアブラヤシ農園面積の拡大傾向にあって、サンガウ県の所有主体別の農園面積がこの間示してきた推移は極めて特徴的である。先にみたように、現時点で同県にあるアブラヤシ農園のうちのおよそ半分を小農所有の農園が占めている。そもそも1995年時点では6割あった小農の所有比率がその後2000年までに16.6%ポイントも下落するほど、同県における企業所有の農園面積がその間急速に拡大したのであるが、2005年には小農の所有比率が5割近い水準にまで回復し、その後ほぼ横ばいのまま現在に至っている。この約20年間に、西カリマンタン州にある小農所有のアブラヤシ農園面積は22.8万ha増大してきたが、これに対するサンガウ県からの貢献は約6.2万haで寄与率は27.0%となっている。先に触れたシンカワン市のような特殊な例を除いて、州内各県のアブラヤシ農園面積において小農による所有比率が軒並み構成比を低下させるなか、サンガウ県においては企業による大農園開発に比肩する規模での小農による旺盛な農園開発が行われ、そうした全州的な傾向とは異なる特徴を同県にもたらしめているのである。

以上より、次のような事実を確認することができる。最近約20年の間に、土地賦存が豊富な西カリマンタン州において民営農園企業主導でアブラヤシ農園開発が進められてきたが、そのなかで従来から最も規模の大きいアブラヤシ農園を擁していたサンガウ県内においては、農園企業が所有するアブラヤシ農園の拡大と同程度に小農所有農園が顕著に拡大してきている。また、同県においては、GRDPに占める農業部門、とりわけ農園作物小部門の付加価値生産額の割合が大きく、農園の拡大とともに増大するアブラヤシ生産がこれに貢献しているものと考えられる。

III 第13国有農園会社、及びパリンドゥ農園の概況

本章では、本稿の調査対象としての第13国有農園会社、並びに同社が経営・運営し、前章でアブラヤシ農園の拡大状況を概観した西カリマンタン州サンガウ県に所在するパリンドゥ農園の概要について説明する。

1. 第13国有農園会社の概況

第13国有農園会社（PT Perkebunan Nusantara XIII；以下、PTPN XIIIと略）は、1996年、それまでカリマンタン島で農園経営を行っていた8つの国営農園会社（PT Perkebunan）を統合す

表3 PTPN XIII のアブラヤシ関連の物的生産条件 (2013 年)

	アブラヤシ農園面積 (ha)			パーム油搾油工場	
	拠点数	中核農園	プラスマ農園	拠点数	処理能力 (ton/h)*
第1西カリマンタン地区	4	20,126.00	8,048.20	2	120
第2西カリマンタン地区	3	12,003.80	21,538.20	3	150
東カリマンタン地区	5	21,226.00	25,514.00	3	140
南・中カリマンタン地区	3	5,906.00	2,782.30	1	30
計	15	59,261.80	57,882.70	9	440

出所：PTPN XIII [2014: 511-514] より筆者作成。

注：* 当該工場の搾油工程におけるアブラヤシ生果房の時間当たり処理重量。

るかたちで発足した。⁸⁾ 同社は、統合の翌年に発生した通貨・経済危機とその後の激動の時期を経て、現在、西、東、中、南のカリマンタン各州に15のアブラヤシ農園拠点と9基のパーム油搾油工場を所有・運営する事業体となっている(表3)。同社の主要事業としては、アブラヤシ・パーム油生産のほかにゴム生産があるが、所有・運営している農園面積においても、あるいは売上額、粗利益においても、前者が後者を大きく上回っていることから、前者がより重要な位置を占めているといえる。職員数は、2014年の時点で役員及び管理職が533名、一般職員が12,240名(うち時間決めの契約労働者が2,233名)となっている。⁹⁾

次に、そのPTPN XIIIの最重要事業であるアブラヤシ・パーム油生産の地域特性について確認しておこう。上述の通り、同社の生産拠点は北カリマンタンを除くカリマンタン諸州に所在しているが、表3からも明らかなように、農園面積、パーム油搾油工場の処理能力の双方で最も大きな比重を占めている州は、西カリマンタン州である。そうしたこともあって、PTPN XIIIが同州で運営・経営する7拠点の農園と5拠点の工場は2つの地区に分割して管理されて

8) この統合は1996年インドネシア共和国政令第18号「第13国有農園会社設立のためのインドネシア共和国による資本参加について」(Peraturan Pemerintah Republik Indonesia Nomor 18 Tahun 1996 Tentang Penyertaan Modal Negara Republik Indonesia Untuk Pendirian Perusahaan Perseroan (Persero) PT Perkebunan Nusantara XIII)に基づいてなされたもので、それまでカリマンタン各州に拠点を有していた8つの農園会社(第6, 7, 12, 13, 18, 24-5, 26, 29各農園会社(PTP=PT Perkebunan))の経営を統合して第13国有農園会社とするものであった。バリンドゥ農園は、統合以前は第7農園会社(PT Perkebunan VII)の所有であった。

なお、1996年以来存続してきた14の国有農園会社は、2014年10月に北スマトラ州を拠点とする第3国有農園会社を持株会社として所有の一元化が行われており、第13国有農園会社もその傘下に入っている。詳しくは、第3国有農園会社のウェブサイト(<http://www.ptpn3.co.id/>)のHolding BUMN Perkebunanのページ(2016年12月28日閲覧)を参照。

9) 第13国有農園会社が全カリマンタンに展開するゴム農園は7拠点、ゴム工場は3拠点ある。各地区の農園面積、工場の処理能力等は、以下の通りである。

いる。¹⁰⁾しかし、それらの農園・工場は、州内に14ある自治体（県、もしくは市）に万遍なく立地しているわけではない。ランダック（Landak）県ンガバン（Ngabang）郡にあるンガバン農園及び同搾油工場を除く同州の同社所有の6農園・4工場は、すべてサンガウ県に所在しているのである。そしてそのサンガウ県は、前章でも取上げた通り、本稿の調査対象であるパリンドゥ農園及び同搾油工場の所在地でもある。

前章で解説した通り、サンガウ県における2000年以降の小農所有アブラヤシ農園面積は他の州内自治体に比して所有主体別構成比が一貫して高い。このことは、サンガウ県とそれ以外の州内自治体との間には、小農が所有するアブラヤシ農園の拡大速度に明らかな差があったということを意味する。次に、この小農所有農園の拡大速度の差と、上述の通りアブラヤシ農園開発が西カリマンタン州で開始された当初からサンガウ県内に多くの国営農園が立地していたこととの間に何らかの因果関係があるのではないかという問題が自ずと生じてくる。結論を先に述べると、そのような因果関係があったことを強く示唆する事実がパリンドゥ農園における調査で確認された。これについては次章以降で説明することとし、次節ではパリンドゥ農園並びに同搾油工場の概要について説明する。

2. 第13国有農園会社パリンドゥ農園の概況

[1] 農園の沿革

PTPN XIII パリンドゥ農園は、1982～83年の間に、現在のPTPN XIIIに統合される前の第7農園会社（PT Perkebunan VII）が現在のサンガウ県パリンドゥ郡に開発した農園である。開発当初から、PIR方式により、それに参加するプラスマ小農の所有農園を包摂して造成され、搾油工場も同時期に併設されている。このPIR方式は、ジャワ島等からの移住民がプラスマ小農

付表 PTPN XIIIのゴム関連の物的生産条件（2013年）

	ゴム農園面積 (ha)			ゴム工場	
	拠点数	中核農園	プラスマ農園	拠点数	処理能力 (ton/h)
第1西カリマンタン地区	1	1,352.50	6,404.40	1	23
第2西カリマンタン地区	0	—	—	0	—
東カリマンタン地区	1	399	3,551.00	0	—
南・中カリマンタン地区	5	13,288.40	28,687.60	2	50
計	7	15,039.90	38,643.00	3	73

出所：表3に同じ。

なお、2014年のアブラヤシ・パーム油事業、ゴム事業の純売上額はそれぞれ、約2兆9,190億ルピア、約1,474億ルピア、粗利益はそれぞれ、約3,033億ルピア、約441億ルピアであった。直近では、前者は後者の約6～8倍の事業規模があることになる。PTPN XIII [2014: 154]を参照。

- 10) 各農園・工場には、管理責任者としてのマネジャーが置かれているが、各地区には当該地区内の農園及び工場の統括管理責任者としてGM（ゼネラル・マネジャー）が置かれている。

として入植するかたちをとる PIR-Trans ではなくそれ以前の PIR-Bun というタイプで、この農園開発に参加したプラスマ小農のほとんどは地元住民もしくは近隣地区の住民によって構成されていた。¹¹⁾

その後、1999 年から 2000 年代初頭にかけて、地域住民からの要請に促されるかたちで、中央銀行であるインドネシア銀行から市中銀行への融資を原資とする「構成員のための一次協同組合向け信用（Kredit kepada Koperasi Primer untuk Anggotanya；以下、KKPA と略）¹²⁾」を用いてさらなる小農所有農園の開発が行われた結果、バリンドゥ農園は、開発時期が異なる 2 層のプラスマ農園、入植時期が異なる 2 層のプラスマ小農たちが併存する PIR 方式農園となっている。1980 年代初頭に開発された農園もしくは同時期に入植した小農はプラスマ PIR-Bun と呼ばれ、1990 年代末以降に KKPA を用いて開発された農園もしくは同時期に入植した小農はプラスマ PIR-KKPA と呼ばれている。

[2] 農園の規模と生産性

まず、バリンドゥ農園の面積と生産量の規模について確認しておこう。2014 年時点での PTPN XIII バリンドゥ農園の面積並びに生果房生産量と、その所有主体別内訳は表 4 の通りである。ここでは、プラスマ農園をプラスマ PIR-Bun とプラスマ PIR-KKPA に細分している。同表からわかるように、この農園の主体別面積比率、すなわち中核企業-小農間の所有農園面積の比率は、現在、中核農園 1：プラスマ農園 3.1 となっており、当農園が開園された 1980 年代初頭の PIR 方式に規定されていた中核農園 1：プラスマ農園 4 という面積比率目標に近い比率になっており、前項でみたこの農園の沿革を裏づけている。

ここで注意を要するのは、プラスマ PIR-Bun に分類される農園面積 5,046.7 ha のうち 1,091.0 ha が、そもそもの PIR-Bun 農園を中央政府の「農園再活性化計画（Program Revitalisasi Perkebunan）」¹³⁾に基づいて再植したものであるという点である（PIR-Bun、PIR-KKPA、及び再植農園の配置については、図 2 を参照）。¹⁴⁾ 前述の通り、バリンドゥ農園は 1980 年代初頭に開設された農園であり、開園当初に植栽されたアブラヤシは、まだそれが植替えられていないとすれば現在ではすでに 30 年以上の樹齢に達している。バリンドゥ農園では、政府・農業省の農園再活性化計画を利用して、2007 年からそうした古い農園のうちのプラスマ PIR-Bun の再植を進めてきたのである。目的は、長期的に当該農園の生産性を維持することにあった。一般

11) バリンドゥ農園は、地元住民のほかに一部退役軍人等も入植したため、タイプとして PIR-Khusus（特殊 PIR）であると位置づけられている。しかし、1980 年代の農園開設時期に入植したプラスマ小農とその所有農園は、プラスマ PIR-KKPA と対置させるかたちでプラスマ PIR-Bun と称されている。

12) KKPA の信用供与システムについては、Bank Indonesia [1998]、並びに林田 [2010; 2011] を参照。

13) 注 3 を参照。

14) 図 2 からわかるように、バリンドゥ農園は、一帯全域をアブラヤシ農園にするのではなく、そのなかに元のゴム林を含む 2 次林や一部水田なども残すかたちで造成されている。農園関係者の話では、開園時の住民の要望を反映した結果であるという。

注：* 中核農園は被雇用者数，プラスマ農園については世帯数をとった。本来であれば、それぞれに単位が違うのでこれらを合算することは無意味であるが、ここで合計値を示したのは便宜のためである。

[illegible]

出所：筆者がPTPN XIII パリンドゥ農園で提供を受けた諸資料に基づき、佐久間香子氏（立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員）作成。

注：1. パリンドゥ農園は、中核農園、プラスマ農園の各カテゴリーを合計すると1万haを超える広範な農園であるが、地図にはそれらの間に空白が多くみられる。これは、2次林、ゴム林や水田等のかたちで、主にプラスマ農民が共同で利用しているか、個別に所有している土地であり、小川や小さな池なども残されている。

2. 地図中に記されているAfd という記号は、Afdeling（アフデリン）の略で、一まとまりの土地の区画を意味する。Pls はPlasmaの略、Inti は中核を意味する。したがって、例えばAfd PlsII は、「プラスマ農園第2区画」を指す。

3. 左下の2つの四角形で囲った農園は、遠隔地にある飛地の農園。

に、アブラヤシは樹齢が25年を過ぎればその果実（生果房）の収量が減少し始めるとされる。これを放置すれば、同じ樹齢の木が植えられている農園の生産性は減退していき、当のプラスマ小農にとっては長期的な所得水準の減少を、中核企業である PTPN XIII にとっても農園内に併設する搾油工場への集荷量の減少を来すことになるのであるが、こうした事態を回避することを主要な目的とした施策である。

この再植農園は、当該計画に因んで「再活性化農園（Kebun Revitalisasi, もしくは略して Kebun Revit.）」と呼ばれている。また、表4のなかのプラスマ PIR-Bun における生果房生産量 20,614 ton にも、この再活性化農園で生産された生果房の重量が含まれている。ただし、上記の通り再植が始まったのが2007年であるので、同表の統計がとられた2014年時点では7年しか経過していないため再活性化農園の生果房収量はまだまだ多くなく、1,894 ton にとどまっている。単位面積（1 ha）当りの収量＝土地生産性は、2 ton/年にも満たない。¹⁵⁾ なお、このプラスマ農園の再植の問題は本稿の主要テーマであり、次章において詳細に検討することとする。

ここで、中核農園の再植の問題に関しても言及しておこう。中核農園では、現在までにプラスマ再活性化農園の約半分に当たる 546.5 ha の区画で再植が行われている。このうち、235 ha の区画でまず1回目の再植が行われたのがプラスマ農園における農園再活性化計画の実施に2年先立つ2005年、残りの311.5 ha の区画の再植が行われたのは2012年であった。1回目の再植が行われた区画は、開園当初の1982～83年に最初の植栽が行われたもっとも古い造成区画であり、2回目の再植が行われた区画はその次に古い1983～84年植栽の区画であった。なお、アブラヤシは植栽後3～4年で実を結び始めるので、表4に示した統計がとられた2014年時点においては、2005年に1回目の再植が実施された農園ではすでに生果房が収穫されていたが、それが27,143 ton の生果房生産量のうちのどれほどに当たるか、その内訳についてはデータを得られていない。ただ同時点では、2012年に2回目の再植が行われた区画での生果房収穫はまだ行われていなかった。

次に注目したいのは、中核農園とプラスマ農園との間の単位面積当り生果房生産量の格差＝アブラヤシの土地生産性格差である。表4から単純に生産性を求めれば、中核農園が11.0 ton/ha/年、プラスマ農園が5.6 ton/ha/年となるが、双方とも一部が再植されていることを考慮に入れなければならない。中核農園からは、まだ結実するに至っていない311.5 ha を除き、プラスマ農園からは再植されたばかりで生産性が極端に低い1,091.0 ha の再活性化農園、並びにそこでの生果房収量1,894 ton を除外して計算すれば、生産性は中核農園が12.6 ton/ha/年、プラスマ農園が6.3 ton/ha/年とちょうど2倍の開きがあることがわかる。

15) この再活性化農園で初めてまとまった量の生果房が収穫されたのは2011年であったが、同年の収穫量はわずか696 ton であった。

このようにプラスマ農園の土地生産性が中核農園のそれに比して著しく劣るという事態は、このパ lindou 農園にだけみられるものではない。PTPN XIII 全体でみれば、同じ2014年の中核農園の生産性が15.5ton/ha/年、プラスマ農園のそれが8.6ton/ha/年となっている [PTPN XIII 2014: 69]。これは、施肥や除草などの栽培関連作業が中核農園においては規則的になされ、プラスマ農園においてはそうではない、すなわち栽培管理が粗放であることの結果であるといわれる。次章でみるように、このような中核農園-プラスマ農園間の生産性格差が、農園再活性化計画による再植の進捗に大きく関連してくることになる。

最後に、当該農園に受容されている労働力の規模について確認しておこう。中核農園、すなわち PTPN XIII が所有直営する農園で雇用されている職員数は574名である。このうち、農園マネジャーを始めとした管理職は19名、時間決めの契約労働者119名となっている。¹⁶⁾

一方、プラスマ農園には全部で3,874世帯の小農たちが入植している。パ lindou 農園では、他の PIR 型農園と同様1世帯に割当てられる農園面積は約2haであるから、このプラスマ小農の世帯数とプラスマ農園の面積の間には、およそ1:2の比率が成立っている。¹⁷⁾ 再活性化農園を所有する小農の世帯数は、プラスマ PIR-Bun の2,547世帯のうちの563世帯である。

なお、筆者がプラスマ小農たちから聞き取りを行ったかぎりでは、農園をプラスマ小農から買取って自らがプラスマ小農を兼ねるようになった中核企業職員もあれば、反対に、プラスマ農園を所有・経営しながら、世帯主自身、もしくは世帯員の誰かが中核農園、もしくは併設の搾油工場で PTPN XIII の職員として雇用されている小農世帯もある。また、中核企業に雇用されるかプラスマ農園を所有・経営するほかに、成員がプラスマ農園で収穫された生果房の運搬業者等の関連事業や、周辺地域の商店、外食産業等のサービス業に職を得ている小農世帯も相当数に上ると考えられる。このように、農園内外の労働力受容のあり様は複層的であるが、パ lindou 農園が操業することによって地域一帯に相応の労働力が受容され所得の発生と増大に貢献しているといえる。

IV パ lindou 農園におけるアブラヤシの再植

パ lindou 農園における農園再活性化計画を利用したプラスマ農園の再植は、アブラヤシの単なる植替えだけでなく、中核農園とプラスマ農園との間に存在するアブラヤシ生果房の土地生産性の格差を解消するという目的も含まれていた。そのために、プラスマ農園の経営管理を

16) なお、これは純粋に農園で働いている職員の数であって、併設されているパーム油搾油工場の職員は含まれていない。同工場の職員数は、2014年時点で229名、このうち管理職は9名、時間決め契約労働者の数は16名である。

17) プラスマ小農が離農しようとしている他のプラスマ小農から農園を買収し、パ lindou 農園内に2ha以上のプラスマ農園を所有していることもある。

中核企業である PTPN XIII が基本的に行うという「統一管理方式（Pola Satu Manajemen：以下、PSM と略）」の受入れを当該計画に参加しようとするプラスマ小農に条件として課したのである。そうすることで、施肥や除草等一連の農作業を中核企業の方式に則って行い、再植農園の生産性が中核農園と同等のレベルに達することが企図された。本章では、まずパリンドゥ農園における農園再活性化計画実施の経緯を整理し、その際に導入された統一管理方式の概要を解説する。最後に、PSM をめぐってそれを受入れた小農側と PTPN XIII 側との間で繰広げられた折衝とその決着、農園再活性化計画に参加する以外の再植の方法を選択した小農たちの動向について紹介し、それらの含意について検討する。

1. 農園再活性化計画実施の経緯

PTPN XIII 側がプラスマ小農側にもち掛けて農園再活性化計画が実施に移されたのは、当該法令発出の翌年、2007 年であった。PTPN XIII 側は、プラスマ小農たちに対してこの計画実施に従うことを強制せず、趣旨に賛同できる小農の参加のみを募った。そして、再活性化計画を受入れ統一管理方式に参加すると表明した小農が、2010 年までの累計で 563 世帯、同計画によって再植が実施されたプラスマ農園の面積が 1,091 ha であったのである。そして、この一連の過程において大きな役割を果たしたのが、村落単位協同組合（Koperasi Unit Desa：以下、KUD と略）であった。本章ではまず、この KUD を通じた計画実施の経緯について整理しておく。

[1] 村落単位協同組合（KUD）と農園再活性化計画

初めに、KUD とは何かについて簡単に説明しておこう。KUD とは、基本的に行政村（desa）単位で組織される法人格をもった小農たちの組合で、PIR 方式のアブラヤシ農園においては、中核企業（搾油工場）側との生果房売買の仲介（15～30 世帯程度からなる農民グループ（kelompok tani）ごとの生果房搬入量の管理と売却代金の中核企業側からの受領、小農たちへの代金の配分）、並びに農園開設等に当っての金融機関からの融資受入れとその返済代行等、構成員であるプラスマ小農と中核企業、あるいは外部の金融機関との間で行われる経済行為を媒介する重要な役割を果たしている。¹⁸⁾ PTPN XIII から農園再活性化計画への参加が提案されたのも、パリンドゥ農園内に組織されている一部の KUD に対してであった。表 5 に、それら小農が加入する KUD の実勢を示す一覧を掲げておく。

PTPN XIII が農園再活性化計画への参加をもち掛けた一部の KUD とは、表 5 のうちの Rindu Sawit と Sawit Permai というプラスマ PIR-Bun の KUD であった。プラスマ PIR-KKPA が対象と

18) このほか、肥料、農薬等の農業資材、並びに生活物資の仕入れとそれらの構成員への販売、あるいは構成員から徴収した組合費（fee）を原資として、構成員の希望者にその一部を貸付ける等の役割も果たしている。

表5 パリンドウ農園のKUD*

名称	農園種別	農園造成年	加入世帯数	農園面積 (ha)
Rindu Sawit	PIR-Bun	1982-92	1,481	2,891.9
(うち再植農園)	PSM	2007-10	563	1,091.0
Sawit Permai	PIR-Bun	1985-92	1,066	2,154.7
Sawit Harapan Tani*	PIR-KKPA	1999-05	268	519.6
Sawit Karya Mandiri*	PIR-KKPA	2000-03	282	549.5
Taminses*	PIR-KKPA	1999-03	777	1,540.0
計			3,874	7,655.8

出所：PTPN XIII パリンドウ農園事務所提供資料より筆者作成。

注：* Sawit Harapan Tani, Sawit Karya Mandiri, Taminses の3つの組合は、行政村 (desa) を単位に組織されたものではなく、隣接するまとまった区画のプラスマ農園主たちがプラスマ PIR-KKPA の造成時に組織した組合であるため、当地では KUD と呼ばれる場合もあるが、それと同程度に農園協同組合 (Koperasi Perkebunan = Kop-Bun) とも呼ばれている。

ならなかったのは、これらの農園の造成が1999年以降であり、当該農園内のアブラヤシが再植されるべき樹齢に達していなかったからである。

このうち、提案に応じたのが Rindu Sawit で、構成員のなかから希望者を募り、累計 563 世帯の小農たちが計画に参加することを決めたのである。¹⁹⁾ 計画実施の推移を表6にまとめておこう。

表6は、2011年3月にパリンドウ農園側から提供を受けた資料に基づいて作成したものである。その資料を作成してくれた農園マネジャーの話によれば、当時は、2011年の農園再活性化計画の実施は進捗していない、まだこれからであるとのことであったが、結果として2011年の計画が実施に移されることはなかった。パリンドウ農園におけるプラスマ農園の再活性化計画自体もその後新たに実施されることはなく、2010年の416.8haの再植を最後に途絶えてしまっている。そのことの理由について検討することは本稿の課題の1つであるが、本節及び次節での説明がそのための材料を提供することになる。

[2] 物理的な再植過程と費用

ここで、具体的な作業工程としてどのように再植が実施されるか、その際の費用はどれほどかについて説明する。

パリンドウ農園では、老木の伐採→重機による伐木の搬出と整地→苗木の植栽という方法は採られなかった。伐採や整地に伴う費用が高むうえ、整地終了までの期間、苗木の植栽ができ

19) 農園再活性化計画に参加して再植を実施するためには、そもそものプラスマ PIR-Bun 農園開設時の銀行からの借入金を完済し、土地所有証の返還を受けていることが条件となる。というのは、再植実施に際して必要となる資金を借入れる際、再植対象農園の土地所有証を銀行に担保として預けることが条件として課されているからである。なお、プラスマ PIR-Bun 農園開設時の借入金の完済に伴う土地所有証の返還については、本特集の河合論文を参照。

表6 KUD Rindu Sawit における再植実施の推移

	再植計画面積 (ha)	再植実施面積 (ha)	参加世帯数
第1次計画			
2007 年	111.6	111.6	60
2008 年	562.5	562.5	288
第2次計画			
2010 年	416.8	416.8	215
第3次計画			
2011 年	328.6	—	—
計	1,419.50	1,091.00	563

出所：PTPN XIII パリンドゥ農園事務所提供資料より筆者作成。

ず時間的なロスが生じるためである。その代わりに、老木に薬剤を注入して枯死させる一方で、それらの老木の合間に苗木を植えて栽培を開始するという方法が採られた。²⁰⁾ この方法であれば、重機を入れる際等に発生する費用を節減できるうえに時間的なロスを回避し、薬剤によって老木が枯死するまでの間に収穫を継続できるからである。薬剤を注入された老木は、文字通り立ち枯れて徐々に朽ち果て、地表に有機物として堆積しやがて分解されていく。

この方法で費用は節減できるが、ゼロにはならない。薬剤代、苗木代等の物財費に加え、苗木が結実するまでの3年間の農園保守等、諸作業の人件費も発生する。このほか、農園内道路の保守費用や銀行から借入を行う際の利子負担がある。KUD Rindu Sawit の取引銀行であるマンディリ銀行が作成した貸出限度額を計算するに当たっての費目別内訳をまとめて示すと表7のようになる。

この表は、2007～08年にかけて行われた再植に際して見積もられたものである。借入基本金の1.5倍ほどにもなる利子支払額の大きさが目立つが、これは、元利の返済が、PSM参加小農が生果房販売を開始して以降十数年間という長期にわたって行われることが想定されているためである。政府による「農園再活性化計画」は、こうした農民の利子負担について、アブラヤシの再植に関して同計画が利用される場合には最長で5年間、利率10%を超える分の利払いを補助するという制度である。²¹⁾ なおPTPN XIIIは、小農(KUD)-銀行間の貸借契約において保証人(avalis)となることとされていて、²²⁾ 小農側は再植の対象となるプラスマ農園の土地所有証を所持していることをこの計画に参加するための条件とされている。

20) パリンドゥ農園だけでなく、ランダック県に所在する同じPTPN XIII所有のンガバン農園でも同様の方法で再植が行われている。

21) Kementerian Pertanian [2006] 第VI部第22条(3)項を参照。筆者が提供された資料並びにその際の聞き取りでは、適用年利についての情報は得られなかった。したがって、表7のようなケースで実際どれほどの補助を受けられたかは不明であるが、相応の補助が支出されているはずである。

22) Kementerian Pertanian [2006] 第III部第10条c項を参照。

表7 再植プラスマ小農の1ha当り貸出限度額の計算 (単位: ルピア)

1. 栽培関係費用 *	19,437,202
2. インフラ (道路の建設・保守)	1,496,000
3. コンサルタント費用	284,805
4. 管理費用	1,060,898
借入基本金	22,278,905
5. 利子支払	31,834,259
小農負担額	54,113,164

出所: PTPN XIII バリンドゥ農園事務所提供資料より筆者作成。

注: * このなかには、苗木代、整地費用、苗木の植栽費用、並びに植栽後アブラヤシが結実するまでの3年間にわたる管理費用が含まれている。

2. プラスマ農園への統一管理方式 (PSM) の適用

本節では、農園再活性化計画への参加に際してプラスマ小農に条件として課された PSM とは具体的にどのようなシステムであったかについてみていくこととする。

PSM の第1の特徴は、再植された農園のアブラヤシ生果房の売上の分配に関する事柄である。PSM の場合、基本的にこの生果房の販売代金は、プラスマと中核企業との間で折半されることになる。中核企業が受取る 50% は、プラスマの農園で働かせる労働者に支払う給与や肥料代、生果房の運搬費、道路の補修費等の諸経費であるとされる。²³⁾ 一方、プラスマが受取る 50% のうちの 30% は、銀行への元利返済に充てられるが、完済後は 50% がそのまま小農の取り分となる。

そして、第2の特徴は、PSM 小農は自分の農園で働く義務を負わないという点である。この点を考慮すれば、先に指摘した小農側の 50% の取り分というのは地主として受取る地代であるといえる。ただ、小農は自農地で働けないというわけではない。働いてもよいが、その場合は PTPN XIII に雇用されるかたちになる。²⁴⁾ すなわち、農園主として自農地で収穫された生果房の販売代金を直接受取るのではなく、PTPN XIII が一旦控除した 50% の諸経費のなかから労働に応じて給与を支給されることになるのである。これと「地代」としての 50% (銀行からの借入金返済前は 20%) を合わせても、再植前に生果房販売から得ていた平均的な所得が保証されるわけではない。小農が自農地で働いた場合でも PTPN XIII 側が生果房売上代金の一定割合を経費として控除することには変わりはないから、所得は減少すると考えられる。しかし、小農の所得が再植前と不変であるか、あるいは却って増大するという事態も生じうる。それは、PSM

23) この 50% には、PTPN XIII 側と KUD の管理費用も含まれている。前者は 2% を受取り、後者には残りの 3% が前者から支払われることになる。

24) 再植後の農園でまだ収穫ができない段階でも、PSM 小農たちが自農地で働く際は PTPN XIII 側に雇用され給与を受取るというシステムがとられていた。

に生産体制が移行することにより、小農農園の土地生産性が上昇し、PTPN XIII 側による控除を相殺するほどの生果房収量の増加が達成された場合である。これは、次にみる PSM の第 3 の特徴と関わる。

第 3 の特徴は、PSM に参加したプラスマ小農の農地が、基本的に中核農園と同様の管理体制に組込まれるという点である。第 1 の特徴について述べた際にも触れたが、中核企業としての PTPN XIII は、中核農園を経営・管理すると同時に、それと同様の方式で雇用労働者に再活性化農園＝PSM 農園での一切の労働を行わせることになる。PSM 農園も中核農園と同様の生産システムに組込まれ、PSM 小農が自農地で働く場合でも自己流の管理を行うのではなく、PTPN XIII 側の管理の下で労働することになる。そのようにして、プラスマ（PSM）農園の生産性を上昇させ搾油工場の稼働率を保証することが PTPN XIII の意図である。それが実現すれば、中核側も小農側も PSM への移行による恩恵に浴することとなる。

以上の第 2、第 3 の特徴によって、PSM 小農は、PSM 農園の「地主」でありながら、そこでの労働・生産についての自己決定権を放棄してしまうという矛盾に身を置くことになる。

3. 農園再活性化計画未完結の要因

本章 1. で述べたように、バリンドゥ農園における農園再活性化計画は、当初その受入れを決めた KUD Rindu Sawit においてさえ、不十分なかたちで終結することとなった。PTPN XIII 側から同計画についての提案を受けたもう 1 つの KUD である Sawit Permai の役員たちの見解も、提案受入れに否定的である。それらの要因は、本章 2. に記した事柄のなかにあると考えられる。

まず第 1 に、再植後の農園で収穫されるようになった生果房の販売代金の分配問題である。銀行への返済額控除後の取り分である 20% という率が低いことに加え、PTPN XIII 側による労働の管理・評価に PSM 小農が不満を抱いていたという点である。特に、小農たちが自農地で働く場合の自らの労働に対する評価、すなわち給与計算が不明朗であるという声が、Rindu Sawit の役員たちから聞かれた。また、自農地で働かない場合の PTPN XIII 側による農園の管理が不十分であるという意見もあった。加えて、自己決定権の放棄という問題も、小農が PSM に不満を抱くうえで大きな要因となっているように思われる。Rindu Sawit の成員で 2011 年の再植計画に参加が予定されていたプラスマ小農たちは、同じ KUD に属している PSM 小農たちの不満に接して当該計画への参加に否定的な考えをもつに至り、結果として参加を拒否したのである。Rindu Sawit に所属するこれ以外の再植未実施のプラスマ小農も同様に、再活性化計画と PSM への参加について否定的な考えに傾いたものと考えられる。

以上の事柄を端的に物語る 1 人の小農のエピソード、意見を紹介したい。

[1] KUD Rindu Sawit 役員の話

1 人の小農とは、KUD Rindu Sawit の役員（第 2 秘書）K・D 氏である。同 KUD の事務所で

表8 K・D氏（Rindu Sawit 役員）の自営アブラヤシ農園の開設

造成年	面積 (ha)	資金源
1997	3	自己資金
1999	2	自己資金
2000	4	自己資金
2008	2	自己資金
2012	5	銀行・CU*からの借入
2014	1.8	自己資金
計	17.8	—

出所：2014年9月8日10時からKUD Rindu Sawit事務所内で行ったK・D氏への聞き取り調査から筆者作成。

注：* credit union = 信用協同組合の略。組合員によって所有・経営され預貸業務を行う金融機関の種類。貸出の対象は組合員だけに限られる。

2014年9月8日に聞き取りを行ったときは、44歳であった。1983年に造成が開始された区画（Afdeling）IBに2.3haのプラスマ農地をもっていたが、2010年に実施された農園再活性化計画に参加しその自農地を再植した。彼は、PSMに対して主に以下の2点で不満があるとのことであった。すなわち、当初PTPN XIII側による再植後の農園での作業が不十分であると感じられたこと、そして第2に、再植前のプラスマ農園では作業の結果はすべて自分の責任であると明確に認識できたが、PSMに参加した後ではPTPN XIII側の農園管理が不透明であると感じられても自分でそれに責任を負えないことの歯がゆさを感じたということである。特に2点目については、PSMに参加する以前から予測できたのでそもそもPSMに参加したくなかったという。にもかかわらずPSMに参加したのは、農園再活性化第2次計画への参加が募られていた時期に自己資金が尽きていて、同計画に基づいて銀行から借入を行って再植を実施した方が得策であると判断されたからであるとのことであった。

ところで、当時K・D氏の資金が尽きていたのは、1997年から自己資金を用いてアブラヤシ農園の拡張を続けていたためであった。²⁵⁾ どれほどのペースで農園拡張を実施していたのか、表8にまとめておこう。

PSMへの参加の検討時期は、2008年に農園を拡張した直後であったということになる。K・D氏はこれらのほかにも、1997年に他のプラスマ農民から2.4haのプラスマ農地を買取っているのに加え、ゴム農園4haと水田6haも所有・経営している。これらの農地では、6人の人を雇用して農作業をさせており、それぞれに対して月に約100万ルピアの賃金を支払っている。自身は、通常午前中はKUDの事務所で役員としての職務に従った後、午後にはプラスマ、

25) 2014年に造成した1.8haについては確認できていないが、それ以前に造成した16haの農園の土地に関しては、購入したのは4haのみで残りはすべて親から相続した遺産であったということである。

PSMを含む農地を監督している。自身の所有するアブラヤシ農園からは、月々15～20tonの生果房が収穫され、当時で約2,500万ルピアの売上を得ているとのことであった。聞取りをした当時は再植されたPSM農園での生果房収穫が可能となったばかりの時期であったが、未収穫の時期にも、それまでに開設した自営アブラヤシ農園で採れる生果房の売上を得られていたので、家族の生活費を十分に賄える収入があったそうである。

K・D氏の家族構成は、妻、長男（22歳；年齢は当時、以下同様）、長女（11歳）、次男（9カ月）であった。農地以外の財産としては、持ち家1軒と乗用車1台、そして自分、妻、長男用にバイク3台を所有していた。長男には知的障害があって自分の農地でも十分に働いていないが、まだ小さい下の子供2人に十分な教育を施してやるためにもさらに農園を拡張したいし、そのために彼ら2人の教育にまださほど費用のかからない今こそ資金をためて農園への投資に回したい、とさらなる自農地拡張意欲をみせていた。

[2] KUD Sawit Permaiの農園再活性化計画への対応

前述した通り、もう一方の農園再活性化計画の対象となっていたKUD Sawit Permaiの役員たちにも何次かにわたってこの問題についての聞取りを行った。少なくとも同計画への肯定的な評価は聞かれず、「もう少し慎重に見極めたい」「今後も検討していく」など慎重な答えが大半であった。そのなかで、PSMが魅力的でない点について彼らの考えを聞くことができた。

まず、PSMへの参加を希望しない理由として、生果房の販売代金のうちPTPN XIII側に控除される割合が大きいという点以外に2つの要因が挙げられた。第1は、PSMに参加しても生果房を将来ずっとPTPN XIII側に正常な状態で買取り続けてもらえるかどうか分からないという将来への不安である。当時パリンドゥのパーム油搾油工場が処理能力に不足を来していた一方で、自分で資金調達して再植を行えばプラスマという位置づけから離れて生果房をPTPN XIII以外の工場に売ることができるようになるため、彼らにPSM参加を一層ためらわせていたのである。

第2に、PSMに参加して農園の経営をすべてPTPN XIII側に任せることで、自分たち自身が「教育される」(dididik)機会を逸してしまうことになるという理由である。これには、プラスマ農園の経営以外での事業活動まで視野に入れ、プラスマ(PSM)農園で得た知識・ノウハウをそこで活かそうとする前向きな意欲が感じられた。

4. PSMの制度変更、独自の再植計画の開始とその含意

以上のようにPSMへの参加を受入れたRindu Sawitの側でも、あるいはそれへの参加を検討中としてきたSawit Permaiの側でもPSMに対する評価は根本的に改善することなく、Rindu Sawit-PTPN XIII間ではついに2015年6月、PSM小農たちの労働・作業の管理・評価、あるいはアブラヤシ生果房の売上代金の分配の仕方について大幅にKUD側の意見を取入れるかたち

でPSMの制度変更を行う合意が交わされることとなった。売上金は、銀行への元利返済金30%を控除するほかは基本的にPSM参加小農に分配されることになった。結果として、従来からのPIR方式が再現されたことになる。

PSM制度変更後に、さらにRindu Sawit内外で農園再活性化計画が続けられていくかといえ、その可能性は低いと考えられる。その第1の理由は、中央政府自身に当該制度を存続させる意思がなさそうであることである。²⁶⁾ 制度そのものがなくなるか機能しなくなれば、計画の継続的实施が可能であるはずもない。第2の理由は、Rindu Sawit 成員の一部が利用した再活性化計画以外の制度による再植、あるいは同KUD独自の別個の再植計画が進行しているという事情である。ここでは、後者について検討することとする。

再活性化計画以外の制度とは、Demplot (Demonstrasi Plot) と呼ばれる小農支援プログラム²⁷⁾ のことである。これは、改良種の苗や新規に開発された肥料・農薬等を多くの小農たちに周知すること (Sosialisasi) と、比較的貧しい小農を支援することを目的に、農業省がそれら農業資材を対象となる小農たちに無料もしくは安価に提供するシステムである。本章3. [1]で紹介したK・D氏からの聞き取りによれば、彼自身が所属するAfdeling IBの農民グループ (kelompok tani=Poktan) 第1班のメンバー35世帯のうち、そのDemplotに10世帯が参加したとのことであった。なお、K・D氏と同様に農園再活性化計画に参加してその農地にPSMを導入している者が22世帯、自己資金で再植した者が3世帯あった。このDemplotについては、Afdeling IAのPoktanにも5世帯の参加世帯があったという。

Demplotを利用した小農たちは、苗や肥料等の資材の援助を受ける傍ら、他は自分で調達した資金で再植の費用を賄う。この点で、Rindu Sawitで実施された農園再活性化計画のように、再植に伴う一切の費用を銀行から借入れる方式とは異なる。必要な分だけ援助を利用することで、援助物資以外の再植費用は自分たち自身の能力に応じた資金調達により賄われる。

次にRindu Sawitの独自の再植計画とは、2015年7月に始まった地元のCU²⁸⁾ Lantan Tipoとの間の預貸契約に基づく協同計画である。具体的には、同KUDのなかで農園再活性化計画に参加しPSM農地となった1,091haを除く約1,800haのうち、1982～89年の間に造成されたプラスマ農園1,018haを、その所有者であるプラスマ小農がCUから貸付を受けて再植していくという内容となっている。その際、保証人 (avalis) はKUDであって、PTPN XIIIではない。2015年8月の時点で187世帯の対象プラスマ小農がすでにこの計画に参加している。CUからの借入金額は何の費用を借入金で賄うかについての計算に基づいて、各小農が自分自身で決定

26) 2016年3月のPTPN XIII本社での聞き取りによる。すでに、Kementerian Pertanian [2006] 第VI部第22条(3)項で規定された利子率補助は行われていないとのことであった。

27) アブラヤンだけでなく、ゴムなどの農園も対象とされている。

28) 表8の注を参照。

する。そうすることで、将来の元利返済の負担を軽減し計画を立てやすくできるのである。また、再植後の農園でどのような肥料・農薬を使うか、労働はどのように行うか（所有者が直接行うか、人を雇って働かせるか）等の諸事項についても、所有者である小農たちがそれぞれに決定することになっている。それゆえ、この方式は「自己管理方式」（Pola Swakelola）と呼ばれているとのことであった。これは多分に、「統一管理方式」（Pola Satu Manajemen）に對置する意図をもってつけられた呼称であるように考えられる。なお、CU との協同で再植計画を実施した KUD は、少なくともバリンドゥ農園では Rindu Sawit が初めてであるとのことであった。

また、Rindu Sawit に属するプラスマ小農が所有する PSM 農園（1,091 ha）と Pola Swakelola の対象となる農園（1,018 ha）以外の 800 ha 余の農園については、すでにそのうちの約 40% 以上が所有者の自己資金で再植を済まされており、残りの 60% についても今後同様に自己資金での再植を予定しているとのことである。²⁹⁾

最後に、以上の事柄の含意について考えよう。Demplot にしろ CU との間の再植に関連した貸借契約にしろ、小農たち自身の資金調達能力の活用を前提にした再植システムの一部であり、Rindu Sawit のプラスマ小農の農園再活性化計画に際して適用された、あらゆる費用を銀行からの借入で賄うという一律的な貸借契約とは対照的な方法である。こうした方法が可能であることの背景には、小農たちの資金の蓄積が進み金融機関から彼らへの信用も高まっていたという事情がある。これは、同計画がバリンドゥ農園のすべての対象プラスマ農園で採用されなかった理由について考える際、PSM のシステムの不備とともに考慮されてよい事柄である。

V アブラヤシ農園の再植と拡大——まとめにかえて

前章での展開より、プラスマ農園の再植に対して政府や中核企業が実施してきた農園再活性化計画に基づく支援策について検討することで、様々な事柄が明らかになった。まず、必ずしもそれがプラスマ小農たちの欲求に沿うようなかたちで実施されてこなかったということである。農園再活性化計画実施の条件として PSM への参加を義務づけたことについては、中核企業が事前につくったモデルを条件として受入れさせるというやり方ではなく、プラスマ小農の現状と意向をよりよく把握してそれらを反映させるかたちでモデルを構築し、実施の過程においてもその修復と改善を図っていくというやり方があってもよかった。PSM は、サンガウ県の隣のランダック県にあって同じく PTPN XIII によって所有・経営されているシガバン農園でも、119 ha の劣化したプラスマ農園（2002 年造成）で再植が行われる際に導入されている。また、最近 PTPN XIII が南カリマンタン州に開園したプライハリ（Pelaihari）農園の 2,010 ha のプ

29) 2016 年 9 月 4 日に Rindu Sawit 事務所で行った K・D 氏からの聞き取りによる。

ラスマ農園では、開園時に PSM を導入してその下に小農たちを入植させている。いずれの農園でも、PSM は問題なく順調に機能しているとのことである。³⁰⁾ このことからしても、PSM というモデル自体が完全に否定されるべきものであるということにはならない。モデルとしてさらに改善のうえで、何より対象とするプラスマ小農の現状と意向を十分考慮して実施することが要件となるであろう。

第2に明らかになったことは、K・D 氏の例から推測されるように、パリンドゥ農園周辺にはプラスマ小農が開設した自営農園が多く存在していて、それが古いプラスマ農園の再植にとっても重要な役割を果たしているということである。K・D 氏の場合も、その自営農園を所有していてそこで採れる生果房を販売することによる所得があったからプラスマ農園を再植した際の未収穫期間中の生活が可能であったし、他のプラスマ小農にしても、同様に自営農園から得られる所得から自己資金を調達し再植を実施したプラスマ小農は少なからずいたはずである。実際、Rindu Sawit の役員によると、PSM に参加した小農たちのうち 60% はプラスマ (PSM) 農園以外に自営のアブラヤシ農園を所有しているという。彼らのほとんどは、KUD を通じて自営農園で収穫された生果房を PTPN XIII のパリンドゥ搾油工場に販売しているとのことである。また、彼らプラスマ小農だけでなく、近隣住民やプラスマ小農の親類や知人も自営農園を開設し、特定の KUD の成員となったうえで、そこで収穫された生果房を、当該 KUD を通じて PTPN XIII 側に常時販売するというかたちの関係を取結ぶケースが、表 5 に挙げた 5 つの KUD のうち Sawit Karya Mandiri を除くすべての KUD の周辺でこの間急激な勢いで進行してきている。彼らプラスマ小農以外の KUD 成員の農園主のことは、パリンドゥ農園では「育成農園主」(Pekebun Binaan)、彼らが所有する農園は「育成農園」(Kebun Binaan) と呼ばれている。表 9 は、その育成農園の現在の実勢がどれほど大きなものであるかを示している。

今や育成農園主は、農園の面積はもとより、生果房生産量と生果房の PTPN XIII への売上まで、プラスマ小農全体をはるかに上回る存在となっている。³¹⁾ かつて PTPN XIII 側は、プラスマ農園の低生産性が大きな要因となって生じていた搾油工場のアイドルを埋めるために、プラスマ小農が自農地以外で生産した生果房を PTPN XIII 側に販売する生果房に混ぜて搬入していてもこれを黙認していた。さらにその後、育成農園主の存在を公認して彼らから生果房を買取

30) 2016 年 3 月 18 日に PTPN XIII 本社で行った同社プラスマ部門長バンバン・トゥリジャトモコ氏からの聞き取りによる。同じ PSM がなぜパリンドゥで失敗し、ンガバンとプライハリで円滑に機能しているのかというテーマは、今後の検討課題である。

31) こうした逆転現象がパリンドゥにおいて生じるようになったのは、PTPN XIII 側が提供するデータにおいては 2011～12 年にかけてのことであるが、実際にどの時点でプラスマ農園と育成農園の立場が逆転していたかを特定するのは困難である。というのは、育成農園のデータが PTPN XIII 側からの通達により各 KUD において整備され始めたのは 2010 年頃のことであり、それまでは KUD においても生果房生産量と売上高については、両者を分けて把握することはなされていなかったからである。

表9 パリンドゥ農園におけるプラスマ農園、育成農園の比較（2014年）

	面積 (ha)	生果房生産量 (ton)	売上高 (千ルピア)
プラスマ農園	7,656	42,992	78,019,732
育成農園	9,865	143,305	260,062,749

出所：PTPN XIII パリンドゥ農園事務所提供資料より筆者作成。

る政策をとり続けた結果、小農所有になるアブラヤシ農園が当地で増大してきたのである。³²⁾ この急激な独立自営のアブラヤシ農園の拡大は、2014年現在でパリンドゥ郡全体の小農所有のアブラヤシ農園の面積を33,753 haにまで増大させ、同郡の土地面積に対するアブラヤシ農園の被覆率を56.8%にまで引上げる一因となっているのである。³³⁾ こうした現象が、第II章でみたように、州全体のレベルに比してサンガウ県の小農所有アブラヤシ農園が突出して拡大しその所有主体別比率が高く維持され、同県の農園作物小部門の付加価値生産額シェアが高いという土地利用・経済構造をもたらしているものと考えられる。

最後に、以上を踏まえて指摘したいのは、小農たちの所有するアブラヤシ農園の再植のためにはアブラヤシ農園の外延的な拡大が必要であるわけではないという点である。確かに、パリンドゥ農園周辺では、独立のアブラヤシ農園を所有している小農たちがより円滑に古いアブラヤシ農園の再植を実施できる条件を具えていることになる。その古い農園で再植が行われた場合に生果房が収穫されない時期の生活費を賄えるだけの所得を、再植農園以外の収入源から得ることができるからである。しかし、その代替の収入源は自営のアブラヤシ農園から得られる収益でなければならないわけではない。今後、農園再活性化計画とはまた別の小農アブラヤシ農園の再植支援策を検討していくにしても、Rindu Sawitの最近の動向にも窺えるように、CUのような一般住民にも身近な民間金融機関の活用やパーム・バイオマス関連の産業を振興し雇用創出を図るなど、さらに多様なあり方が考案されてもよい。どのような代替的収入源を

32) PTPN XIIIによるこのようなアブラヤシ生果房の買取り政策の結果、少なくとも2015年9月前後の2～3年間、パリンドゥ搾油工場の稼働率はフル稼働レベルの状態が持続するという逆説的な状況さえ生じていた。それゆえ、搾油工場の処理能力不足に懸念を抱くKUD役員の声も聞かれたのである。

33) パリンドゥ郡のアブラヤシ農園の被覆率に関するデータは、Dinas Perkebunan Provinsi Kalimantan Barat [2015]のデータに基づく。

また、PTPN XIIIは、中核、プラスマとは別の第3の立場にあるとして「第3のグループ」(Pihak III)と呼ばれる独立の農園事業者と直接契約を結んでアブラヤシ生果房を買取る政策を続けてきている。パリンドゥの搾油工場には、2016年8月現在で総計6,243 haものアブラヤシ農園を所有する事業者たちとの間でそのような契約が結ばれ、推計で年間約13万 tonもの生果房が搬入されている。育成農園主とこの第3のグループが所有するアブラヤシ農園の面積は、現在およそ16,000 haであり、その相当部分がパリンドゥ郡内に所在するものと考えられることから、同郡内の小農所有アブラヤシ農園のおよそ半分以上がPTPN XIIIにアブラヤシ生果房を販売している独立自営の農園によって占められていることになる。こうした第3のグループと育成農園主の近年における動態とそれが当地の社会経済に及ぼす影響については、別稿を期したい。

もつことができるかについて研究を重ねて小農たちに提案し、その収入源から所得を稼得する可能性をとともに追求していくことが、研究者や行政、あるいはNGO等の機関に求められている。

付 記

当地での調査に際しては、関係者を通じてPTPN XIII側に私の調査への協力を依頼してくださった国立タンジュンプラ大学社会政治科学部のシャリフ・イブラヒム・アルカドゥリ名誉教授、調査にしばしば同行しバリンドゥ農園関係者との意思疎通の円滑化、関連知識の提供に多大の協力を惜しまれなかった同学部のエルディ・アビディン講師、さらに、2014年9月に同志社大学東南アジアのプランテーション研究センター、京都大学東南アジア研究所（当時）、及びタンジュンプラ大学社会政治科学部の三者間学術研究交流に関する協定を締結した際、様々の便宜を図ってくださったタンジュンプラ大学のタムリン・ウスマン学長に対し、心より感謝の意を表します。また、長期間にわたる私の調査に協力していただき、ポンティアナック市の本社やバリンドゥ農園で当方の無理な要求にも快く応じて情報やデータを提供してくださったすべてのPTPN XIII関係者の方々、バリンドゥ農園のプラスマ小農の方々、とりわけ彼らがつくるKUDの役員の方々、そして2011年以降、私が現地調査に赴く度に日程を調整してポンティアナックまで同行していただき、バリンドゥ農園からさほど遠くないランダック県のPTPN XIIIンガバン農園で調査され、時折双方の農園間を往来しては調査経過について情報交換して下さるとともに、様々な事柄についてご教示くださった加藤剛・京都大学名誉教授にも、深甚なる謝意を捧げます。

参 考 文 献

- Andriati dan Wigena, Gusti Putu. 2011. Penguatan Aspek Kelembagaan Program Revitalisasi Perkebunan Peremajaan Perkebunan Kelapa Sawit Plasma. *Jurnal Agro Ekonomi* 29(2): 169–190.
- Badan Pusat Statistik (BPS). various issues. *Statistik Kelapa Sawit Indonesia*.
- . 2015. *Statistik Indonesia*.
- Bank Indonesia. 1998. *Surat Keputusan Direksi Bank Indonesia No.31/45/KEP/DIR Tahun 1998 tentang Kredit kepada Koperasi Perimer untuk Anggotanya*.
- BPS Kabupaten Sanggau. 2015a. *Kabupaten Sanggau Dalam Angka 2015*.
- . 2015b. *Produk Domestik Regional Bruto Kabupaten Sanggau Menurut Lapangan Usaha 2010–2014*.
- BPS Provinsi Kalimantan Barat. various issues. *Kalimantan Barat Dalam Angka*.
- . 2015. *Produk Domestik Regional Bruto Provinsi Kalimantan Barat Menurut Lapangan Usaha 2010–2014*.
- Dinas Perkebunan Provinsi Kalimantan Barat. various issues. *Perkebunan Dalam Angka Tahun*.
- . 2015. *Perkebunan Dalam Angka Berdasarkan Kecamatan 2014*.
- Direktorat Jenderal (Ditjen) Perkebunan, Kementerian Pertanian. 2015. *Peningkatan Produksi dan Produktivitas Tanaman Tahunan, Pedoman Teknis Revitalisasi Perkebunan (Kelapa Sawit, Kakao, Karet) Tahun 2015 (Revisi)*.
- 林田秀樹. 2010. 「インドネシアの金融政策と農園事業振興策——通貨危機時の展開について」『金融システム改革と現代経済』同志社大学人文科学研究所（編）、189–222 ページ所収。晃洋書房。
- . 2011. 「インドネシア銀行の一次協同組合同向け与信政策の変遷——農園事業振興策との関連で」『社会科学』40(4): 105–133.
- . 2013. 「アブラヤシ生産システムの変容が意味するもの——西カリマンタン州の事例から」『カリマンタン／ボルネオにおけるアブラヤシ農園拡大とその影響（第80回公開講演会／国際シンポジウム）』（人文研ブックレット No.45）同志社大学人文科学研究所（編）、2–51 ページ所収。
- Hidayati, J.; Sukardi; Suryani, A.; Sugiharto; and Fauzi, A. M. 2013. Optimization of Business Partners Feasibility for Oil Palm Revitalization Using Fuzzy Approach. *International Journal on Advanced Science Engineering Information Technology* 3(2): 29–35.
- Kementerian Pertanian. 2006. *Peraturan Menteri Pertanian No.33/Permentan/OT.140 /7/2006 tentang Pengembangan*

Perkebunan Melalui Program Revitalisasi Perkebunan.

Malaysian Palm Oil Board (MPOB). ホームページ, <http://www.mpob.gov.my/>, 2016 年 12 月 28 日閲覧.

PTPN XIII. 2014. *Laporan Tahunan (Annual Report) 2013*. <http://www.ptpn13.com/assets/files/73214ba3fed5cdaf437a2b05ad645fd1b587.AR%20N13%202013%20print.pdf>, 2016 年 12 月 28 日閲覧.

———. 2015. *Laporan Tahunan (Annual Report) 2014*. <http://www.ptpn13.com/assets/files/5966b1b01b0b01129be9e4aabf481f3f634a.Annual-report-2014.pdf>, 2016 年 12 月 28 日閲覧.

(2017 年 11 月 1 日 掲載決定)